

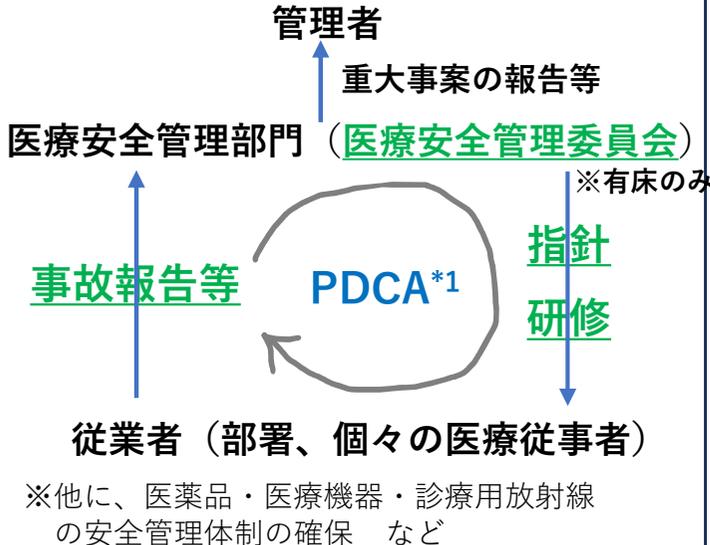
医療機関

①医療機関における医療安全管理体制の整備

医療法・医療施行規則

※全ての病院・診療所
・助産所の義務

<院内の事例報告・学習のための仕組み>



診療報酬等

特定機能病院 88病院*2

管理者の医療安全経験
医療安全管理責任者 (副院長)
医療安全管理部門に三職種の専従者
全死亡把握、診療内容モニタリング
複数の外部評価 等

医療安全対策地域連携加算 1

医療安全管理部門に専任医師 1495病院*3
相互評価 等

医療安全対策加算1,2 4100病院*3

医療安全管理部門
医療安全管理者 (加算1:専従、加算2:専任)
患者相談窓口 等

報告

PDCA

外部評価 (立入検査等)

連携

他の医療機関

再発防止等に資する情報の提供

②医療機関における安全対策に有用な情報の提供等 (第三者への報告を行う事例報告・学習のための仕組み)

1. 医療事故情報収集等事業

登録分析機関：
公益財団法人日本医療機能評価機構

- ・特定機能病院、国立病院機構が開設する病院等の270施設に報告義務あり (医療法施行規則)
- ・報告対象事例の重症度は幅広い

2. 医療事故調査制度

医療事故調査・支援センター：
一般社団法人日本医療安全調査機構

- ・全ての病院・診療所・助産所に報告義務あり (医療法)
- ・報告対象事例は死亡事例のみ

③医薬品・医療器機の安全確保

④医療安全に関する教育研修の充実 (人材育成)

1. 医療安全を中心的に担う人材への教育研修
 - ・医療安全管理者の業務・養成研修指針
 - ・管理者への研修 (特定機能病院)
2. 医療従事者への教育研修
 - ・卒前教育
 - ・卒後教育

⑤患者の苦情や相談等に対応するための体制の整備

- ・医療安全対策加算 (患者相談窓口)
- ・患者サポート体制充実加算 (医療対話推進者の配置等)
- ・医療安全支援センター

⑥関係者を挙げての医療安全向上のための取組

※患者・国民への普及啓発、患者参画の促進を含む

1. 医療安全推進週間
2. 国際的な協働

- ・閣僚級世界患者安全サミット
- ・世界患者安全の日
- ・国際調査への参画 (GPSAP達成状況調査等)

⑦医療安全向上に必要な研究の推進

①～⑥全ての改善に向けて厚生労働科学研究で取組

*1 医療安全管理委員会は、重大な問題等が発生した場合に原因究明の調査・分析を行い、その結果を活用して改善のための方策を立案・実施し、従業者への周知、実施状況の調査、方策の見直しを行う (医療法施行規則)

*2 令和7年6月1日時点

*3 令和5年7月1日時点